

## 基本目標 3

# ふれあいと活力のあふれるまち

## 【市民生活・産業の分野】

### 基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

#### 基本施策1 ともにつくる住みよい地域社会の実現

- 施策 12 市民活動
- 施策 13 共生社会
- 施策 14 防災
- 施策 15 交通安全
- 施策 16 防犯
- 施策 17 基地対策

#### 基本施策2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成

- 施策 18 工業
- 施策 19 商業
- 施策 20 農業
- 施策 21 消費生活
- 施策 22 観光

## 施策12 市民活動

### 基本方針

町内会・自治会、ボランティア・サークルなどの市民活動団体、NPO法人などの自立した活動や相互の連携を支援し、ふれあいや助けあいが日常的に行われる活気ある地域社会をつくっていきます。

### 現状と課題

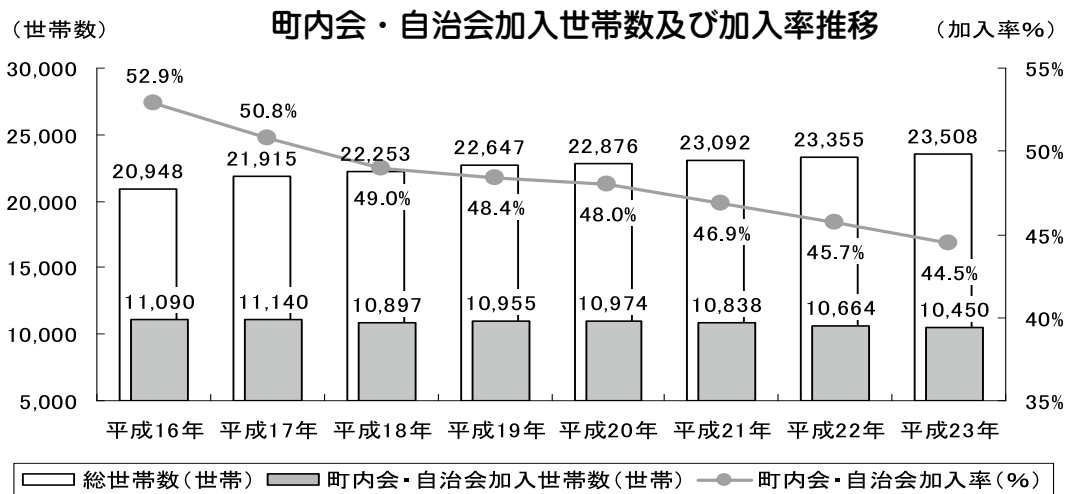
- 1 町内会・自治会は、地域コミュニティの分野で中心的な役割を担っていますが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、町内会活動に対する関心が薄れ、加入率も低下しています。

そのため、子どもや高齢者等への支援、地域における見守りや支え合いなどの機能や、災害時における共助体制の機能が低下することが危惧されます。

今後は、町内会・自治会への加入や地域での行事等への参加を促進するとともに、地域の多様なコミュニティ活動を支援するなど、「地域の絆」を再生していく取組みが求められています。

- 2 「新しい公共」<sup>※1</sup>の視点では、行政がすべてを担うのではなく、地域の課題は地域が自らの責任で解決していく取組みが求められています。市内では、ボランティア・サークルなどの市民活動団体やNPO法人が、様々な立場で活動を展開しています。こうした団体は、地域づくりの大きな担い手として期待されており、より多くの市民が積極的に多様な活動に参加することが望まれます。

今後は、市民活動団体やNPO法人の行う社会貢献活動や公益活動など、地域活性化のための活動をさらに支援していくことが必要です。また、市民活動を推進する各種団体と地域の企業との連携や、行政との協働による事業の推進などにより、市民活動の輪をさらに広げていく必要があります。



※世帯数は基地内及び特養ホーム等を除く。各年4月1日現在。

※1 「新しい公共」：市民、NPO、企業などが積極的に公共的なサービスの提供主体となり、活動すること。

## 今後の方向性

### 1 地域コミュニティの振興

- 1) 町内会・自治会への加入や活動への参加を促進し、「地域の絆」を強めていきます。特に、定年退職者の新たな活動の場として、町内会・自治会活動等への参加を促していきます。
- 2) 市民活動団体やNPO法人などが行う多様なコミュニティ活動を支援します。
- 3) インターネットの双方向機能を活用し、インターネットを通して地域で市民同士がつながること（ソーシャルネットワーク）ができる新たなコミュニティ環境をつくります。

### 2 市民活動の促進

- 1) 市民が積極的に地域活動に参加できるよう、市民活動団体やNPO法人の新規設立を支援します。
- 2) 市民活動やボランティア活動を行う個人、団体が、地域の課題を自らの責任で解決していくための取組みを促進していきます。
- 3) 市民活動団体や企業と行政が協働して事業を実施するとともに、団体間や企業等との相互の連携を促進し、地域に根付いた広がりのある市民自治のまちづくりを推進します。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	町内会・自治会活動への支援	町内会・自治会の加入率向上に向けて、活動内容の紹介や自主的な活動の充実のための支援を行います。
2	地域入門講座・地域リーダー養成講座等の実施	定年退職者の地域活動への参加を促していくための、各種講座を行います。
3	インターネットを活用したソーシャルネットワークづくり	市民相互に活動の情報などを紹介し合えるソーシャルネットワークの場を提供していきます。
4	NPO法人等の設立・活動支援	NPO法人や市民活動団体の設立、活動への支援を行います。
5	市民活動センターの運営	市民活動センターを拠点に、市民活動、コミュニティ活動を支援するとともに、行政との協働事業を展開します。
6	協働事業の市民提案制度の実施	市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案を募集します。
7	地域活動団体連携協議会の設置・運営	市民活動団体やNPO法人、企業等との連携による社会貢献活動や公益活動を促進していくため、関係団体による協議会を設置・運営します。

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するため

資料

編

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	町内会・自治会への加入率	44.5% (平成 23 年 4 月)	50%
指標2	集会施設・学習等供用施設の利用率(稼働率)	63.9% (平成 22 年度)	70.0%
指標3	市民活動団体数	173 団体 (平成 23 年 4 月)	200 団体
指標4	市民活動団体の協働事業数	50 件 (平成 22 年度)	60 件

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編

## 施策13 共生社会

### 基本方針

多様な価値観や文化を持った市民だれもが、性別や国籍などに関わらず、お互いを尊重しあい、地域でともに生きる社会を目指します。

### 現状と課題

- 1 人が人として生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。しかし、現実には、日常生活の中で人権に関する様々な問題が起きています。  
市では、学校教育や生涯学習など様々な場面で人権教育や意識の啓発を行うとともに、人権擁護委員による人権身の上相談、福生市との連携による女性悩みごと相談などを行っています。  
今後も、人権尊重の意識啓発に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、人権侵害につながる犯罪の被害者の保護や自立のための支援などを行っていくことが必要です。
- 2 市では、平成9年11月に、男女共同参画都市宣言を行い、平成19年4月には、男女共同参画推進条例を施行し、情報誌の発行やフォーラムの開催などを通じて、市民意識の啓発に努めてきました。  
こうした男女共同参画社会の形成にかかる事業の推進により、男女共同参画の考え方は、地域や職場の中に徐々に根付いてきていますが、男女が共にいきいきと暮らせる家庭や地域社会を築いていくためには、家事や育児への男性の参加、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、市民、家庭、職場、地域それぞれが、主体的に取り組むことが求められています。  
今後は、そうした取組みを促進する実効性のある男女共同参画推進事業を計画的に実施していくことが必要です。
- 3 市の平成23年1月1日現在の外国人登録者数は1,573人となっており、総人口に占める割合は、2.7%で、この割合は、多摩地区26市では上位2番目に位置しています。  
こうした中、市では、これまで、主要な道路の名板にローマ字を併記し、市刊行物では、翻訳版を発行して希望者に配付するなど、外国人が地域で暮らしていくための支援を行ってきました。  
また、小学校では、外国人講師により、外国の生活や異文化に触れる等の小学校段階にふさわしい体験的な英語活動を実施してきました。中学校では、外国人講師と英語科教員とのチームティーチングによる英会話を中心とした授業に取り組んできました。  
今後は、市民と外国人市民の交流の創出や外国人市民が暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生を推進していくことが必要です。

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料

編

4 世界平和の実現には、全世界の人々が、ともに生きるという平和思想のもと、国境を越えてお互いを理解、尊重することが求められています。

市では、平成7年に平和都市宣言を行い、平和の企画展をはじめ、終戦記念日や東京都平和の日における黙祷など、先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し、平和を希求する取組みなどを継続的に行ってきました。

しかし、戦後65年以上が経過し、戦争が過去に遠ざかる中、戦争体験者の高齢化など、戦争体験を後世に語り継いでいくことが難しくなっています。

今後は、そうした戦争体験談や資料の収集と平和思想の一層の趣旨普及に努めていく必要があります。

## 今後の方向性

### 1 人権尊重の推進

- 1) 人権尊重に関する意識啓発と人権教育の充実を図ります。
- 2) 行政各分野の連携を強化するとともに東京都や関係機関と連携し、人権問題に関する相談者への支援や人権侵害につながる犯罪の被害者の保護と生活の自立に向けた支援を行います。

### 2 男女共同参画の推進

- 1) 男女共同参画基本計画に基づき、推進事業の展開、広報活動による市民意識の啓発等に努め、男女共同参画の基本的な考え方を地域社会に浸透させていきます。
- 2) 職場や地域の主体的な取組みを促していくため、企業への働きかけや町内会・自治会をはじめとする各種団体などに、男女共同参画の趣旨普及を図っていきます。

### 3 多文化共生の推進

- 1) 市民の多文化共生への理解を促進するため、海外生活者の体験などを生かした講座や、ボランティア団体や関係機関と連携した事業等を実施します。
- 2) 学校教育における国際理解教育、外国語学習をはじめ、外国人との異文化交流事業等を実施し、子どものころから多文化共生への理解を促進します。
- 3) 外国の文化や習慣を持った市民が、市民生活を円滑に営めるよう生活相談や外国語による刊行物の発行、日本語習得への支援などを推進します。

### 4 世界平和思想の趣旨普及

- 1) 戦争体験者が少なくなる中、戦争の悲惨さを風化させないため、平和の企画展の開催や戦争遺品の収集、体験談を記録した刊行物の発行を行います。
- 2) 戦後70周年に向けて、平和に関する市民の作文集の編さんや啓発活動を展開していきます。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	人権に関する意識啓発	人権週間等にあわせて人権作文の募集、人権講演会などを実施します。
2	人権教育の推進	小中学校における人権教育を推進します。
3	人権に関する東京都や関係機関との連携強化	東京都や関係機関と連携し、DVや虐待などの被害者等への適切な対応を図ります。
4	男女共同参画の推進	男女共同参画の考え方が市民や地域、企業等に浸透するよう、啓発活動を展開していきます。
5	多文化共生への理解を深める講座等の実施	外国人市民との共生を図るための講座や交流事業、相談事業を実施します。
6	外国人市民への日本語指導等の充実	市民ボランティアなどによる日本語指導や市民生活に必要なルール説明などの活動を充実します。
7	世界平和思想の趣旨普及	悲慘な戦争体験を風化させないため、戦争に関する資料展の開催や広報活動を通じた啓発事業を行います。
8	平和作文集の発行	平和に関する作文や戦争体験などを掲載した戦後70周年平和作文集を発行します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	審議会等への女性の参画比率	34.2% (平成23年3月)	40%
指標2	外国人市民への日本語ボランティア団体数	3団体 (平成22年度)	6団体
指標3	平和の企画展入場者	520人 (平成22年度)	1,000人

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するため

資料

編

## 施策14 防災

### 基本方針

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害に強いまちを創り、市民生活の安全と安心の確保に努めます。

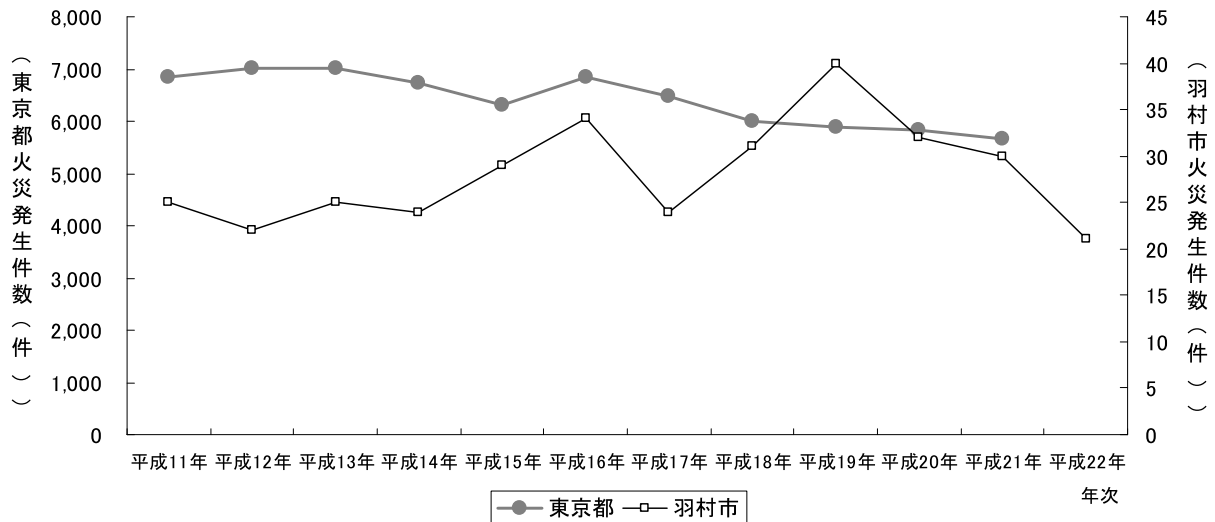
### 現状と課題

- 1 市では、地域防災計画の見直し、地域防災計画行動マニュアルの作成、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備、新型インフルエンザ編BCP（事業継続計画）<sup>※1</sup>の作成など、防災力の強化を図ってきました。  
他の自治体や関係機関との応援協定のほか、災害時における農産物等の供給や緊急的な避難場所や支援物資の保管場所としての農地使用に関する地元農家との協定締結など、市内の各種団体との災害応援体制を構築してきました。  
さらに、災害用備蓄倉庫の整備、地域の自主防災組織への支援、建築物の耐震化の整備・支援により、災害に強い環境整備に努めてきました。  
また、このような取組みが実際の災害時においても効果を発揮するよう、総合防災訓練の実施により、防災意識の向上と市民、地域、事業者、関係団体等との連携にも取り組んできました。  
しかし、マグニチュード9.0という巨大地震によって引き起こされた東日本大震災は、地震、津波、原子力災害という、これまでの想定をはるかに超えた広域災害となりました。  
市においても、電話やメールの不通による伝達手段の麻痺や、帰宅困難者の発生、遠方からの避難者の受け入れ、避難生活の長期化など新たな課題も浮き彫りとなりました。  
今後は、このような課題を整理し、防災体制や防災設備を計画的に見直していく必要があります。
- 2 市の消防業務は、東京都に業務を委託している常備消防としての福生消防署と地元のボランティアで構成する消防団が連携して担っています。  
消防団は、地域の消防力として、常日頃、積極的な火災予防活動などを行っています。また、日頃の消火訓練、応急手当訓練などにより災害時には地域に密着した活躍が期待されています。  
しかし、年々団員の確保が難しくなっており、組織力の低下が懸念されます。  
今後は、消防団員の資格要件の見直しなどにより、団員の確保を図るほか、消防活動に必要な車両や備品、消防水利等の計画的な整備・更新が必要です。

※1 BCP（事業継続計画）：災害発生時などにおいて、限られた人員の中で市役所機能を維持するため、事業を継続して実施するための計画。



東京都と羽村市の火災発生件数の推移



出典：東京都「東京都統計年鑑」

## 今後の方向性

### 1 防災体制・設備の充実

- 1) 東日本大震災で浮き彫りとなった課題を整理し、中央防災会議による被害想定や東京都地域防災計画との整合を図りながら地域防災計画を見直します。また、防災マップの見直し、地震編BCP（事業継続計画）の策定を行います。
- 2) 防災行動力を高めるため、子どもから高齢者、外国人を含むすべての市民が参加しやすく、より実行性のある総合防災訓練を実施します。
- 3) 地域の防災体制の強化のため、行政と市民、地域、事業者、関係団体の連携を強化します。
- 4) 自主防災組織や消防団等が、日常的に要援護者<sup>\*1</sup>の見守りや声かけができるよう情報提供を行います。
- 5) 災害時ボランティアなどの協力体制を強化します。
- 6) 防災行政無線など、防災設備の整備を図ります。
- 7) あらゆるメディアを活用し、災害時の情報伝達手段を強化します。
- 8) 災害による被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化を促進します。

\*1 (災害時) 要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等。

序
論
基本構想
基本計画
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
推進するため
資料編

## 2 消防体制・設備の充実

- 1) 消防力の強化のため、福生消防署と消防団の連携を強化します。
- 2) 消防活動に不可欠な消防車両や設備、消防水利などの計画的な整備・更新を進めます。
- 3) 消防団活動への支援や消防団員確保のための支援を行います。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	地域防災計画の見直し・推進	被害想定の見直しにあわせて、地域防災計画を定期的に見直し、計画に基づく対策を推進します。
2	地震編BCP（事業継続計画）の策定	震災時における災害対応に加え、市役所業務を継続するための事業継続計画を策定します。
3	市内事業者との応援協定の締結	緊急支援物資の提供や災害応急対策のほか、避難者受入のための住宅確保について、市内事業者と協定して連携を強化します。
4	災害時の情報伝達手段の強化	防災行政無線のデジタル化に対応するとともに、住環境の変化に応じた放送塔の配置など施設の整備を図るとともに、あらゆる情報伝達手段の活用を図ります。
5	建築物の耐震化促進事業	建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修費の助成などを行います。
6	消防団訓練の実施	ポンプ操法訓練など、福生消防署と連携した訓練を実施します。
7	消防団員の確保	消防団員の資格要件を見直し、団員の確保を支援します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	防災訓練の参加者数	5,899 人 (平成 22 年度)	8,000 人
指標 2	市内の火災発生件数	21 件 (平成 22 年)	20 件以下
指標 3	消防団員数	189 人 (平成 23 年 4 月)	200 人

## 施策15 交通安全

### 基本方針

交通安全施設の整備を進めるとともに、福生警察署などの関係機関と連携した交通安全対策を実施し、交通事故のないまちを目指します。

### 現状と課題

- 1 市は、福生警察署及び交通安全推進委員会と連携し、交通安全運動、街頭指導、各種講習会、広報活動などを行い、交通事故防止に努めてきました。  
また、道路の安全環境を点検し、区画線、街路灯、カーブミラー等を整備するとともに、福生警察署へ要望し信号機や交通標識の設置を図ってきました。  
その効果もあり、市内の交通人身事故発生件数は、平成13年の497件をピークに減少傾向にあり、平成22年には294件となりましたが、死亡事故などの重大事故は、毎年発生しています。  
今後も、交通安全意識の啓発と交通安全施設の点検・整備により、交通事故のさらなる減少とともに重大事故の防止に向け、継続的な取組みを行っていく必要があります。
- 2 環境や健康意識の観点から、自転車利用を推進する必要がある一方で、利用者のマナーが低下し、ルールを無視した走行により歩行者が危険を感じたり、利用者自身が悲惨な事故の加害者や被害者となるケースも発生しています。  
また、駅周辺や歩道などの公共空間への自転車放置も慢性的に発生しています。  
市では、交通安全講習会などを通じて、自転車の乗り方や駐車方法などの利用マナーやモラルの向上を呼びかけるとともに、放置自転車撤去や放置防止指導を行ってきました。  
一方、駅周辺の自転車駐車場は、ほとんどが民有地の借上げであり、将来にわたって使用できないことも予想されることや、放置自転車撤去に伴い、引取り手のない放置自転車も多く発生していることから、新たな用地の確保が課題となっています。  
今後は、自転車利用者のマナーやモラルの向上のほか、将来にわたって使用できる自転車駐車場等の用地の確保や引取り手のない放置自転車の有効活用など、総合的な対策が必要です。

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料

編

序

論

基本構想

基本計画

基本目標 1

基本目標 2

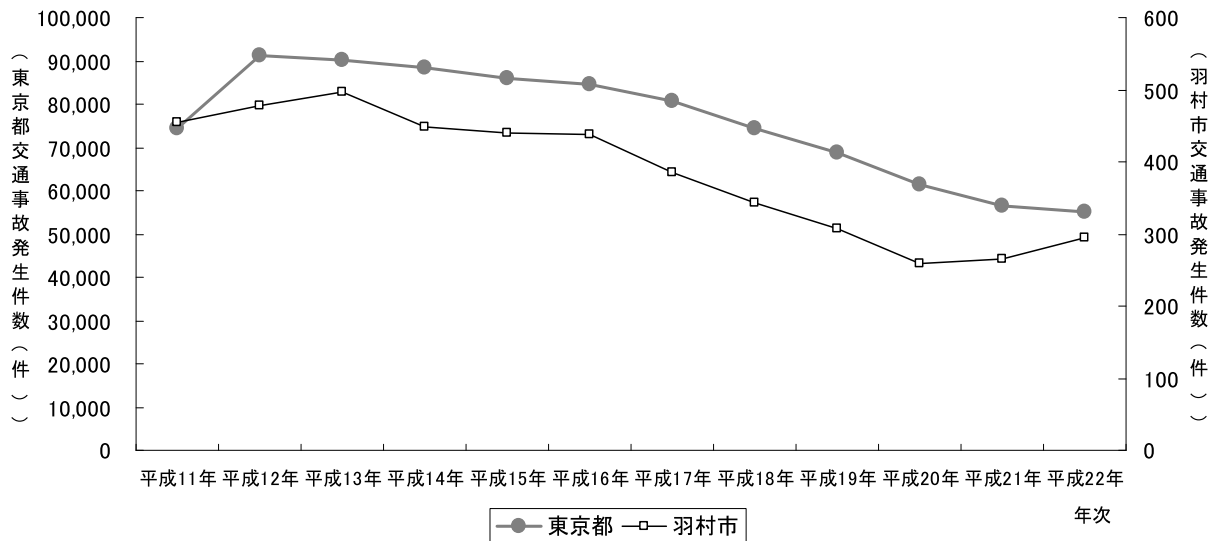
基本目標 3

基本目標 4

推進するための

資料編

### 東京都と羽村市の交通事故件数の推移



出典：警視庁「警視庁交通年鑑」

## 今後の方向性

### 1 交通安全対策の強化

- 1) 交通安全推進委員会を中心に、広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図ります。
- 2) 福生警察署に対して、交通違反や路上駐車取締りの強化を要請します。
- 3) 交通安全施設の整備を行い、市民の安全を確保します。

### 2 自転車対策の強化

- 1) 子どもから高齢者まで、すべての年齢層を対象とした交通安全教室を開催し、自転車運転のルールの周知やマナーの向上を図ります。
- 2) 悪質な違反者に対しては、警察による取締りを要請します。
- 3) 自転車駐車場の確保や整備により自転車の利用環境を改善し、環境にやさしい乗り物である自転車の利用を促進するとともに、自転車駐車場の有料化や民間活力の利用など運営方法についても検討していきます。
- 4) 現在、売却や廃棄処分している、引き取り手のない自転車の有効活用を図ります。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	交通安全施設の整備	区画線などの整備を行うほか、福生警察署に対して信号機などの設置を要望します。
2	自転車運転のルール・マナーの向上のための講習会の開催	各種講習会を開催し、子どもから高齢者まで、ルール・マナーの向上を呼びかけます。
3	自転車の利用・活用の促進	自転車シェアリングやレンタサイクルなど、自転車の有効活用について検討します。
4	自転車駐車場の確保・整備	自転車利用に対応した自転車駐車場の確保・整備を行います。
5	自転車駐車場の運営方法の検討	有料化や民間活力の導入など、自転車駐車場の運営方法について、検討します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市内における交通事故発生件数	294件 (平成22年)	200件以下
指標2	交通安全教室の年間開催件数	12回 (平成22年度)	20回

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するため

資料

編

## 施策16 防犯

### 基本方針

行政、市民、事業者及びNPO法人等が連携した防犯体制を充実し、犯罪のないまちを目指します。

### 現状と課題

- 市では、平成15年度から、市民ボランティアによる駅周辺のパトロールの実施や、青色回転灯パトロール車による巡回を実施してきましたが、それを契機に、市内各所で、様々な団体や個人によるパトロールや見守り活動、事業所による防犯啓発活動が行われるようになりました。

その効果もあり、市内の犯罪発生件数は、平成14年の1,388件をピークに減少傾向に転じ、平成22年には、817件となっています。

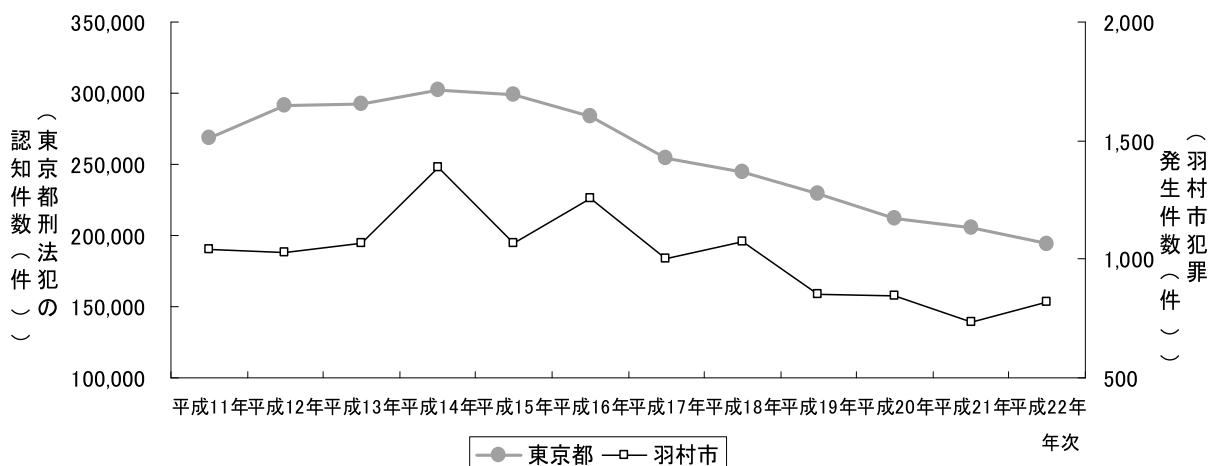
また、平成21年4月1日から、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」を施行し、同時に、条例に定めた推進計画の策定や推進会議を設置しました。

推進会議の提言に基づき、平成22年5月には小作駅東口に、平成23年5月には、羽村駅西口に市民パトロールセンターが整備されました。

パトロールセンターでは、市内のパトロールのほか市内各所で自主的な見守りや防犯活動をしている団体同士の連携や情報の共有化なども進めています。さらに、そこで活動しているボランティアにより市民の自主的なパトロール組織として平成23年秋にはNPO法人市民パトロールセンターはむらが設立されました。

今後は、こうした市民による自主的な活動がしやすい環境を整える支援や、行政、市民、事業者及びNPO法人等が一体となった防犯活動の強化がより重要となっています。

東京都と羽村市の犯罪発生件数の推移



出典：警視庁「警視庁の統計」

## 今後の方向性

### 1 防犯体制の整備

- 1) 福生警察署や防犯協会と連携し、不審者情報や振り込め詐欺対策など防犯に関する情報提供や講習会等の開催により、広く市民の防犯意識の高揚を図っていきます。
- 2) 市民パトロールセンターを拠点として、防犯活動を実施している各団体の連携を促進し、防犯体制を支援します。
- 3) 青色回転灯パトロール車などによる市内巡回パトロールを強化します。
- 4) 事業者に対し防犯活動への協力を呼びかけていきます。
- 5) 犯罪防止に向けた取締りの強化を、福生警察署に要請していきます。
- 6) 犯罪が起りにくい環境づくりを推進します。
- 7) 市民主体の防犯活動を支援していきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進計画の見直し	市民の安全・安心を取り巻く状況の変化に応じ、推進計画を見直します。
2	防犯灯(街路灯)の整備	防犯灯(街路灯)の計画的な点検・補修・整備により、犯罪発生を抑止します。
3	市民防犯活動の支援	市民主体によるパトロールなどの防犯活動を支援します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市内における犯罪発生件数	817件 (平成22年)	600件以下

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

推進するため

資料

編

## 施策17 基地対策

### 基本方針

横田基地に起因する航空機騒音などの問題の解決に向けて、基地周辺自治体と連携し、国及び米軍等へ要請するとともに、市民への情報提供を行っていきます。

### 現状と課題

- 1 横田基地に起因する航空機騒音などの問題については、横田基地周辺市町基地対策連絡会や横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を通じて、国や米軍に要請を行い、その解決に努めてきました。その結果、平成12年を最後に空母艦載機の夜間連続離着陸訓練(NLP)は、実施されなくなっています。また、横田基地周辺の航空機騒音は、年々減少してきています。しかし、米軍機による騒音の発生や航空機事故への不安、基地内で行われる訓練、基地内での燃料漏れ事故や軍人の不祥事など、市民生活への影響は依然として存在しています。

これまで、国は、米軍機による航空機騒音対策として、周辺市町の公共施設整備などに補助金を措置してきましたが、それらの施設の老朽化が進む一方、騒音区域が減少したとして、防音機能復旧事業への補助金が受けられなくなるという課題もでてきています。

今後も、航空機騒音をはじめとする市民生活に関係する諸課題の解決に向けた取組みを継続していくとともに、横田基地が存在することによる周辺自治体への基地交付金や各種補助制度の見直しなどを国へ要請していくことが必要です。

- 2 在日米軍再編による横田基地への航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の移駐が、平成23年度から行われました。

航空自衛隊航空総隊の移駐や東京都が提唱している軍民共用化の動きなど、引き続きその動向を注視し、国や東京都に情報の提供と説明を求めるなど、市民生活への影響を増大させることのないよう適切な対応を図ることが必要です。

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編



## 今後の方向性

### 1 国及び米軍への要請

- 1) 横田基地周辺の自治体及び東京都と連携し、国及び米軍に対して、騒音等の市民生活への影響を増大させないように要請します。
- 2) 基地の存在に起因する騒音等の防止のための補助・交付金について、拡充等に関する要請を引き続き行っていきます。

### 2 情報の提供

- 1) 国や東京都に対して、在日米軍再編、自衛隊航空総隊の横田基地への移駐、軍民共用化など、横田基地の態様の変更などについて、迅速な情報の提供と地元への説明を求めています。
- 2) 横田基地における様々な情報や国、東京都などの動きについて、広報紙やホームページを活用し、市民への情報提供を行っていきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	基地に起因する諸問題についての国及び米軍等への要請	航空機騒音など、横田基地に起因する諸問題について、横田基地周辺市町基地対策連絡会等を通じ、国及び米軍などに要請していきます。
2	周辺対策事業の充実要請	公共施設の整備等に向けた補助等の拡充について、周辺自治体とともに要請していきます。
3	基地関連情報の収集	基地に関する情報の提供や説明を国等に求めています。
4	騒音、航空機飛行高度などに関する測定	横田基地に関係する航空機の騒音や飛行高度などを測定します。
5	市民への情報の提供	横田基地に起因する様々な問題について、市民への情報提供を行います。
6	「羽村市と横田基地」の作成	横田基地、防衛関係の資料冊子を作成し、ホームページ等で公表します。

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するための

資料

編

## 施策18 工業

### 基本方針

社会経済状況の変化に適応した企業経営の安定と強化、新たな創業を促進するための支援を行い、地域とともに発展する活力ある工業の振興を図ります。

### 現状と課題

- 1 経済のグローバル化が進み企業間競争が激しくなる中、米国に端を発した世界的な金融危機の影響などによる社会経済環境の悪化や東日本大震災の影響により、企業にとっては、厳しい経営環境が続いています。  
市では、これまで市内中小企業等に対する支援として、企業活動支援員（中小企業診断士等）による個別訪問事業を実施し、経営相談、ビジネスマッチング等を行うとともに、産業福祉センターを設置し、企業ニーズに即した人材育成、営業力強化、生産力向上に関するセミナーの開催や専門家の派遣、また、資金融資制度の拡充などを行ってきました。  
厳しい経営環境の中で、今後も企業が安定的な経営を持続していくためには、経営基盤の安定と強化が課題となっています。
- 2 平成20年12月31日現在、市内の製造業の事業所数は130事業所で、その従業員数は9,434人ですが、事業所及び従業員数とも減少してきています。  
また、市では、用途地域にあわせた土地利用を進めていますが、工業地域及び準工業地域において、工場や事業所の跡地が宅地として利用される事例が増加しています。  
工場の操業環境を守るためにも、地区の特性にあった企業誘致が必要となっています。
- 3 世界的な金融危機等による景気低迷により、国内の雇用情勢は依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられるといわれています。しかし、依然として悪化の懸念が残っており、市内工業の活性化による市民への雇用機会の拡大などが課題となっています。

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編

## 工業の状況

単位：事業所数、人、万円

平成17年				平成20年			
産業中分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額等	産業中分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
食料品製造業	6	263	278,029	食料品製造業	4	44	50,184
繊維工業	5	77	168,663	繊維工業	6	34	17,262
衣服・その他の繊維製品製造業	2	7	x				
家具・装備品製造業	4	23	18,921	家具・装備品製造業	2	11	x
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	65	x	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	88	x
印刷・同関連業	9	311	549,299	印刷・同関連業	7	214	540,273
化学工業	4	364	2,025,704	化学工業	4	203	1,790,210
プラスチック製品製造業	8	49	30,537	プラスチック製品製造業	7	54	83,622
窯業・土石製品製造業	2	89	x				
鉄鋼業	2	200	x	鉄鋼業	2	261	x
非鉄金属製造業	2	52	x	非鉄金属製造業	2	51	x
金属製品製造業	17	167	272,125	金属製品製造業	17	132	230,435
一般機械器具製造業	28	1,237	3,314,030	はん用機械器具製造業	5	638	1,809,056
				生産用機械器具製造業	20	522	1,067,146
				業務用機械器具製造業	7	54	78,990
電気機械器具製造業	11	534	1,005,871	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	206	287,993
				情報通信機械器具製造業	6	702	1,591,819
				電気機械器具製造業	12	412	807,765
情報通信機械器具製造業	5	736	3,129,266				
電子部品・デバイス製造業	5	182	250,973				
輸送用機械器具製造業	13	4,708	43,080,260	輸送用機械器具製造業	15	5,266	44,977,939
精密機械器具製造業	7	54	63,340				
その他の製造業	7	421	1,124,771	その他の製造業	9	542	1,126,657
合計	138	9,539	56,858,704	合計	130	9,434	56,841,118

出典：東京都「東京の工業（工業統計調査）」

※表中の「X」は値が公表されていないことを示す。

※平成20年調査以降、工業統計調査用産業・品目分類が改正となっているため、時系列に不連続が生じている。

## 今後の方向性

### 1 工業の活性化

- 1) 市内工業の活性化を図るための工業振興計画を策定します。
- 2) 企業活動支援員の個別訪問による経営相談、ビジネスマッチング等を基本に、人材育成や営業力の強化、生産力向上のための事業を実施し、企業経営の安定と向上を図るための支援を行っていきます。また、産業福祉センターを活用して、企業経営の強化を図るためのセミナーの開催等を行っていきます。

序  
論

- 3) 社会経済状況に応じた資金融資制度などの支援制度の充実により、中小企業に対する支援を行っていきます。
- 4) 市が構成団体となる青梅線沿線地域産業クラスター協議会や首都圏産業活性化協会等を通じ、広域的なネットワークを活用した企業支援事業を行っていきます。

基本  
構  
想

## 2 企業誘致の促進

- 1) 企業誘致促進制度を活用し、工業系地域の工場跡地や未利用地への企業誘致を促進します。
- 2) 羽村市商工会等の関係機関と連携し、工場跡地や未利用地、また、企業誘致促進制度に関する情報を広く発信するための体制整備を図ります。
- 3) 用途地域、地区計画、特別用途地区などの都市計画制度を活用し、工業系地域への企業誘致を促進します。

基本  
計  
画

## 3 雇用の促進

- 1) ハローワークや東京都等関係機関と連携して、就職支援のセミナーを開催する等の雇用対策を進めていきます。また、企業誘致等により、雇用機会の創出を図っていきます。

基本  
目  
標  
1

### 主な事業

基本  
目  
標  
2

	事業名	事業内容
1	工業振興計画の策定	地域の特性に即した工業振興計画を策定します。
2	企業活動支援員による個別訪問事業	企業活動支援員による経営相談、ビジネスマッチング、経営診断等により、企業経営の支援を行います。
3	中小企業振興資金融資制度等の充実	社会経済情勢の変化に対応し、資金融資制度の見直し(充実)を行います。
4	経営向上のための助成制度の充実	企業が行う経営向上の取組みに対して、助成金を支給します。
5	企業誘致の促進	企業誘致促進制度の情報発信を進め、企業誘致の促進を図ります。

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	誘致した企業の累計件数 (平成 16 年度以降)	5 件 (平成 22 年度まで)	9 件

推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編

## 施策19 商業

### 基本方針

商店等の魅力を高めるための個別支援を行うとともに、にぎわいのある商業集積を進め、活気に満ちた地域商業の振興を図ります。

### 現状と課題

- 消費者ニーズの多様化や近隣地域への大型ショッピングセンターの進出、さらに社会経済状況の変化などにより、市内商業を取り巻く環境は厳しさを増しており、市内の卸売・小売業の事業所数や年間販売額は、年々減少しています。

市では、商業の活性化による、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、企業活動支援員による経営診断や経営アドバイス、また、農商連携による新商品の開発等、商店・事業所に対する個別支援を行ってきました。

さらに、羽村市商工会と連携して、羽村にぎわい商品券発行事業を実施するなど、地域の商業振興を図ってきました。

市内商業が持続的に発展していくためには、商店等が自ら行う魅力向上等の取組みが最も重要ですが、市においても、その活動を支えるための経営面、資金面にわたる支援を強化する必要があります。また、新規創業・開業の促進も課題となっています。
- 羽村駅及び小作駅を中心とした周辺地域では、廃業や撤退により店舗数が減少しています。また、市のメインストリートである市道第101号線（市役所通り）沿いの商業地域においても、商業集積が進んでいないのが現状です。

これらまちの顔となる商業地域の個性化や付加価値化、地域特性を活かした魅力ある地域づくりが課題となっています。

### 商業の推移

単位：店、人、百万円

年次	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成9年	561	4,467	230,354	80	812	155,642	481	3,655	74,712
平成14年	559	4,604	144,564	86	728	77,957	473	3,876	66,607
平成19年	473	3,701	125,055	72	523	57,022	401	3,178	68,033
増減率 (平成9→平成19)	-15.7%	-17.1%	-45.7%	-10.0%	-35.6%	-63.4%	-16.6%	-13.1%	-8.9%

出典：経済産業省「商業統計調査」

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するための

資料

編

## 今後の方向性

### 1 商業の活性化

- 1) 商店会をはじめ、市内商業の活性化を図るための商業振興計画を策定します。
- 2) 商店等の経営の安定と向上を図るため、企業活動支援員による個別支援を中心に、経営力の強化、魅力ある店づくり、事業を継承していくための後継者の育成などの支援を行います。
- 3) 創業や開業、また、コミュニティビジネス<sup>※1</sup>の促進を図るとともに、資金融資制度の充実や社会経済状況に応じた支援制度の整備を行います。
- 4) 羽村市商工会や羽村市観光協会などとの連携はもとより、農業者等との連携を促進します。

### 2 商業地域の活性化

- 1) 羽村駅を中心とする中心市街地地区等の活性化について、商業者や羽村市商工会と連携して、地域の特性等に合わせた商業振興の検討を進めます。
- 2) 商店会等の魅力を高めるための支援を行うとともに、新たな商店会等の組織化とその運営についても支援を行います。

※1 コミュニティビジネス：統一された定義はないが、「地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み」とされている。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	商業振興計画の策定	地域の特性に即した商業振興計画を策定します。
2	地域商業への支援	企業活動支援員による商店等の個別支援や経営力の向上を図るためのセミナーの開催等を行います。
3	中心市街地活性化創業支援事業	中心市街地に創業する事業者に対するセミナーの開催や助成制度の検討を進めます。
4	商工会活動への支援	商工会が行う商業振興事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。
5	商店会等の活性化	地域コミュニティを支え、にぎわいのある商店会づくりを促進するための支援を行います。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	小売吸引力指数 <sup>※1</sup>	0.87% (平成19年)	0.90%
指標2	市政世論調査における商業振興施策への満足度	50.4% (平成22年度)	55.0%

※1 小売吸引力指数 =  $\frac{\text{東京都内の年間小売販売額}}{\text{東京都内の人口}} \div \frac{\text{市内の年間小売販売額}}{\text{市の人口}}$

その地域が買い物客を引き付ける力を表す指標。指数が1以上の場合は買い物客を外部から引き付け、1未満の場合は買い物客が外部に流出しているとみることができる。

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

推進するための

資料

編

## 施策20 農業

### 基本方針

農産物の市内販路の拡充や多面的な役割を担っている都市農地の保全を進め、地域とともに歩む都市農業の振興を図ります。

### 現状と課題

- 1 市内の農家総数は、平成2年には203戸となっていました。平成22年には123戸となり、この20年間で大幅に減少しています。  
このような状況の中で、市内農業が発展していくためには、農業が魅力ある産業として確立されることが重要です。中核的な農家に対しては、農業経営の安定、強化が求められています。また、小規模農家や高齢化した農家に対しては、生きがいを持って農業を続けられる取組みとともに、農地の保全を促すための取組みが求められています。  
市ではこれまで、農業経営の向上を図るため、安全で安心な市内農作物を販売する農産物直売所を設置するなどの支援を行ってきましたが、今後も販路の拡充や生産の効率化を中心とした支援を強化していく必要があります。  
また、農業後継者は増加してきていますが、農業従事者の高齢化が進行しており、農業経営の安定と強化を図るためには、後継者の継続的な確保及び援農ボランティアの育成が課題となっています。
- 2 市内の耕地総面積は、平成2年には7,874aとなっていました。平成22年には3,882aとなり、この20年間で大きく減少しています。減少した耕地面積の内訳をみると、生産緑地の減少面積が少ないのに対し、それ以外の農地の減少面積が多くなっています。  
農地は農作物の生産の場としての機能に加え、都市空間に緑や潤いを与える機能を持っています。特に市では、各農家と協定を締結し、農地を災害時の緊急避難場所等とするなど、農地は防災面での機能を含め、多面的な役割を担っています。  
市では、これまでも農地を保全するため、耕作できなくなった農地を市民農園として借上げるとともに、生産緑地地区の追加指定を行ってきました。しかし、農地の減少は続いており、その減少を食い止めるための継続した取組みが求められます。
- 3 近年、農業や食への市民の関心が高まっており、農業体験や安全で安心できる地産地消の取組み等を充実していく必要があります。また、都市の市街地で継続して農業を営んでいくためには、農業や農地に対する市民の理解が必要です。



## 農家数の推移

単位：戸

年次	農家総数		専業農家	兼業農家		
				総数	農業が主	兼業が主
平成 2 年	203		3	200	21	179
平成 7 年	145		1	144	13	131
平成 12 年	135	販売農家 77	11	66	13	53
		自給的農家 58	—	—	—	—
平成 17 年	122	販売農家 70	18	52	14	38
		自給的農家 52	—	—	—	—
平成 22 年	123	販売農家 67	17	50	9	9
		自給的農家 56	—	—	—	—

出典：農林水産省「農林業センサス」

## 経営耕地面積の推移

単位：a

年次	耕地 総面積	田	畑	樹園地				
				総面積	果樹園	茶園	桑園	その他の 樹園地
平成 2 年	7,874	782	5,254	1,838	1,013	255	149	421
平成 7 年	5,630	730	3,896	1,004	586	109	1	308
平成 12 年	5,414	657	3,976	781	405	52		162
平成 17 年	3,969	443	3,081	445	—	—		—
平成 22 年	3,882	411	3,049	422	—	—		—

出典：農林水産省「農林業センサス」

※平成 17 年は家族経営体で集計。

## 今後の方向性

### 1 農業の活性化

- 1) 市内農業の特性に即した農業振興計画を策定します。
- 2) 安定的な販路の確保、拡充や援農ボランティアの活用等を図り、規模の大小に関わらず農業が魅力ある産業として生まれ、高齢化した農家でも農業経営を継続することができるように支援を行っていきます。

### 2 農地の保全

- 1) 生産緑地の追加指定により、農地の保全を進めていきます。
- 2) 都市農地の保全を推進するための諸制度の充実について、国等関係機関への働きかけを行っていきます。

### 3 地域に根ざした農業の推進

- 1) 学校給食での地元農産物の利用促進や農産物直売所での販売促進、また、他の産業との連携を図り、安全で安心な地産地消を推進していきます。
- 2) 市民農園の運営や農業体験農園の支援、また、小中学生の農業体験事業、市民を対象にした農ウォークの実施等により、農業委員会と連携して、児童・生徒をはじめ市民の市内農業に対する理解の促進を図ります。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	農業振興計画の策定	地域の特性に即した農業振興計画を策定します。
2	農産物の販売促進	農業委員会や農業関係団体と協力し、農産物直売所や学校給食により農作物の販売促進を図ります。
3	農業関係団体に対する活動支援	農業関係団体が行う研修や環境保全の取組み等に対して補助金を交付し、活動等を支援します。
4	援農ボランティア制度の運用の充実	ボランティアの増員を進めながら、ボランティアと農家の双方にとって、より有意義な内容とするために制度運用の充実を図ります。
5	農商工連携の推進	農業とその他産業との連携事業の促進を図り、市内農作物の販路拡大を図ります。
6	農業体験農園の支援	施設整備に対する補助金の交付、事業PRや利用者募集の支援をします。

#### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	農産物直売所の売上	109 百万円 (平成 22 年度)	120 百万円
指標 2	援農ボランティアの登録者数	35 人 (平成 22 年度)	45 人
指標 3	学校給食における地元農作物の利用割合	13% (平成 22 年度)	23.0%
指標 4	農業体験農園の設置数	1 園 (平成 22 年度まで)	2 園

## 施策21 消費生活

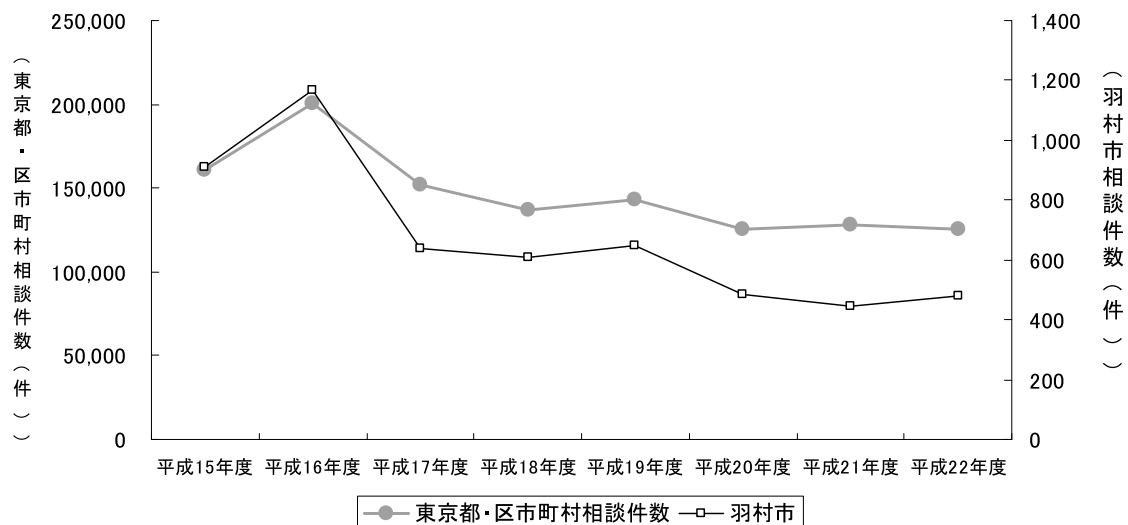
### 基本方針

だれもが、日常の生活を安心して送れるよう、消費者の自立を促進し、消費生活上のトラブルを解消するとともに、消費者が買い物しやすい環境づくりを支援します。

### 現状と課題

- 1 これまで多数の省庁にまたがっていた消費者行政が一元化され、平成21年9月に消費者庁が発足し、国と地方が一体となって、市民の目線に立った消費者行政を行う体制が整いました。  
 消費生活センターでは、これまでも様々な事業を先進的に実施してきましたが、今後も「賢い消費者」「自立した消費者」として消費者の自立を促す各種事業を充実するとともに、消費者の活動を支援することにより、消費生活の向上を図る必要があります。
- 2 社会の情報化の進展や消費構造の変化に伴い、消費生活を取り巻く環境が多様化しています。  
 消費生活センターに寄せられる相談件数は、減少傾向にありますが、インターネットや携帯電話等を通じての身に覚えのない情報サービスに対する架空・不当請求の相談が最も多く、次にクレジット契約の返済方法や株取引など複雑化した相談内容が多くなっています。  
 安心した消費生活を継続させるためには、消費生活相談をより充実させることが必要です。
- 3 国においては、高齢社会の進展や身近な商店の閉店等に伴い、日々の買い物をすることが難しい虚弱高齢者等の、いわゆる「買い物弱者」への対策の必要性が報告されています。  
 市においても、こうした問題に対応するため、事業者や地域、行政が連携して取組みを進め、身近な地域で買い物しやすい消費環境づくりを支援していくことが必要です。

東京都と羽村市の消費生活 相談件数



出典：東京都「消費生活相談概要」

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料

編

## 今後の方向性

### 1 消費者の自立促進

- 1) 消費生活センターの各種事業や、消費者展、消費者の日などをより充実し、市民の積極的な参加を促すことにより、「賢い消費者」「自立した消費者」になるための支援を行います。
- 2) 広報紙、ホームページ、消費生活センターだよりなどを活用し、多様な消費生活情報の提供に努めます。
- 3) 消費者の活動を支援するため、活動の場や情報の提供を行います。
- 4) 青空市を開催することにより、生活用品の有効活用を図ります。

### 2 消費生活相談の充実

- 1) 複雑化した消費生活相談の内容に、よりきめ細かく、迅速に対応することで、消費者被害の防止に努めます。
- 2) 被害情報の提供と出前講座等による啓発、消費者生活相談窓口及び消費生活センターのPRなどを充実します。

### 3 消費環境の充実

- 1) 消費者の視点に立った買い物のしやすい環境づくりを進めるため、虚弱高齢者などへの宅配事業や有償ボランティア等による買い物代行、インターネットによる通信販売など、様々な分野で研究を進め、支援方策の具体化を商店会等に働きかけます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	消費者支援事業等の充実	消費者展、消費者の日、消費生活講座などの各事業を通じて、消費者の自立を促進します。
2	消費生活相談の充実	複雑化する相談に適切に対応できるよう相談員の資質の向上を図ります。
3	買い物環境の充実	高齢者などにも買い物のしやすい環境づくりを商店会や商工会に働きかけます。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	消費生活講座参加者数	122人 (平成22年度)	150人
指標2	消費生活相談における救済金額比率	18.17% (平成22年度)	25.0%
指標3	買い物が便利になったと感じる高齢者の割合 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート)	47.9% (平成22年度)	50.0%

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料

編

## 施策22 観光

### 基本方針

自然・歴史・文化などの観光資源の活用と、一年を通してまちの魅力を発信する取組みを進め、地域がにぎわう観光の振興を図ります。

### 現状と課題

- 1 市内には、多摩川、羽村堰や根搦み前水田が水と緑の自然景観等として、玉川上水、まいまいず井戸や阿蘇神社が歴史・文化財として、また、レジャー施設として、動物公園やフレッシュランド西多摩等があります。  
これらは、羽村市の観光資源として定着しており、市外からも多くの観光客が訪れています。また、桜やチューリップなども、市のイメージとして広く認識されてきています。  
今後は、これら既存の観光資源を新たな視点で活用していくことや、新たな観光資源の掘り起こしを進めていく必要があります。また、観光情報の積極的な発信を進めて、年間を通じた集客を図るとともに、観光による地域産業の振興を推進していく必要があります。
- 2 市では、関係機関と連携し、市の特性を活かした観光事業を実施してきました。  
「はむら花と水のまつり」、「はむら夏まつり」、「産業祭」、「はむらふるさと祭り」などは、地域のイベントとして定着し、市内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいをもたらすとともに、まちの活性化や市民の連帯感と郷土意識の醸成につながっています。  
今後は、既存のイベントの充実を図りながら、経済波及効果を拡大させていくための取組みを進めていく必要があります。

序

論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

基本  
目  
標  
1

基本  
目  
標  
2

基本  
目  
標  
3

基本  
目  
標  
4

基本  
構  
想  
を  
推  
進  
す  
る  
た  
め  
に

資  
料  
編

## 今後の方向性

### 1 観光資源の発掘と活用

- 1) 観光資源の新たな活用方策の検討や新たな観光資源の発掘、また、それに伴う施設整備について研究を進めていきます。
- 2) 周辺自治体で連携し、相互の観光資源を活かした広域的な観光振興の取組みを進めていきます。
- 3) 羽村市観光協会等の関係機関と連携し、観光情報誌やホームページ等による観光情報の充実を図るとともに、マスメディアを活用した観光PRを進めていきます。
- 4) 羽村市観光協会や羽村市商工会等の関係機関と連携し、フィルムコミッション<sup>\*1</sup>に関する取組みを進めていきます。

### 2 イベントの充実等

- 1) 「はむら花と水のまつり」や「はむら夏まつり」、「産業祭」、「はむらふるさと祭り」等の既存の観光イベントについて、訪れる人がより楽しめるように内容の充実を図っていきます。また、新たな観光資源を活用した観光イベント等の検討を進めていきます。
- 2) 観光振興を図るため、羽村市観光協会への支援を継続するとともに、羽村市商工会等を含めた関係機関で連携を図りながら、観光による地域産業の活性化を図っていきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	観光資源の発掘	観光資源の発掘と活用について、観光協会や商工会等と研究を進めます。
2	フィルムコミッション事業の推進	映画などのロケーションの誘致を進めます。
3	各種イベントの充実	夏まつりや産業祭等のイベントについて、事業内容の充実を図ります。
4	観光協会活動への支援	観光協会が行う観光振興事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。

### 目標指標

	指標名	現状	目標(平成28年度)
指標1	動物公園入園者数	23.7万人 (平成22年度)	30万人
指標2	年間の総入込観光客数	86.6万人 (平成18年度)	95万人
指標3	市ホームページ(観光関係)のアクセス数	54,000件 (平成22年度)	72,000件

※1 フィルムコミッション：映画やドラマ等の撮影場所誘致や撮影支援をするための非営利団体

序

論

基本構想

基本計画

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本構想を推進するための

資料

編

